

< 小児、思春期、若年のがん治療を受けられる方へ >

青森県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性（にんようせい）温存療法に対する助成制度についてのお知らせ

青森県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者さんが希望を持って治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法に要する費用の一部を助成しています。

妊孕性とは

妊孕性（にんようせい）とは、男性・女性を問わず「妊娠するための力」のことを言います。妊孕性温存療法とは、がん患者さんが、がんの治療に取り組みながら、将来子どもを持つ可能性を残すために、妊娠するための力を温存する治療のことを言います。

助成制度の対象となる方

次の(1)から(6)の条件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 対象となる妊孕性温存療法に係る治療の凍結保存時に43歳未満の方
- (2) 申請時において、青森県内に住所を有する方
- (3) 対象となる原疾患の治療内容について、次のいずれかに該当する方
 - ① 「小児、思春期・若年性がん患者の妊孕性温存療法に関するガイドライン」（日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患
 - ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患
 - ④ アルキル化剤が投与される非がん疾患
- (4) 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (5) 指定医療機関から、妊孕性温存療法を受けること及びこの事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることの説明を受けて、本事業に参加することについて同意できる方
- (6) 妊孕性温存療法について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」又は「青森県特定不妊治療費助成事業実施要綱」に基づく助成を受けていない方

助成対象費用

妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用です。

※入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外となります。

※医療機関によっては、証明書の発行に費用が掛かる場合がありますが、その費用は対象外（申請者の自己負担となります。）

青森県内妊孕性温存療法指定医療機関

弘前大学医学部附属病院（弘前市大字本町53）

助成対象治療・助成上限額・助成回数

対象治療	助成上限額	助成回数
① 胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円	2回まで
② 未受精卵子凍結に係る治療	20万円	2回まで
③ 卵巣組織凍結に係る治療	40万円	2回まで(組織採取時に1回、再移植時に1回)
④ 精子凍結に係る治療	2万5千円	2回まで
⑤ 精巣内精子採取術による精子凍結	35万円	2回まで

※ 異なる治療を受けた場合であっても、通算2回までとなります。

※ 令和3年4月1日以降に実施した治療が助成対象となります。

申請方法

- (1) 申請者が申請に必要な書類を郵送により県(がん・生活習慣病対策課)に提出
- (2) 県が申請者に助成金支給決定(不支給決定)を通知
- (3) 助成金支給決定通知を受けた申請者が請求書を郵送により県に提出
- (4) 県が申請者に助成金を口座振込

申請に必要な書類

- (1) 青森県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書
 - (2) 青森県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書(妊孕性温存療法実施医療機関用)
 - (3) 青森県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関用)
 - (4) 住民票(原本) ※本籍・個人番号(マイナンバー)は省略したもの(申請時に、青森県内に住所を有することが確認できる書類)
 - (5) (2)の証明書に記載の領収金額に含まれない助成対象費用に係る領収書の写し(妊孕性温存療法にあたり院外処方され、薬局で支払った薬代の領収書など。無い場合は添付不要です。)
- 申請書等は県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/ninyouseionzonryohojosei.html>

提出方法・お問い合わせ先

申請に必要な書類と一緒に、次の申請先に郵送してください。

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課がん対策推進グループ

電話：017-734-9216 FAX：017-734-8045